

# 新型コロナ対策実施店舗向け ステッカー

## ステッカーとは？

岐阜県では、県民の皆様安心して店舗を利用していただくため、感染防止対策を適切に実施している店舗に対し、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を配布しています。

### 対象事業者

#### 店舗を営むすべての事業者

※風営法第2条第6項第1号、第2号、第7項第1号のいずれかに該当する事業者を除く

### ステッカー取得のメリット!!

※以下は、令和4年3月末時点の例です。

- **感染対策の実施を利用客にPR!!**
- **専用WEBサイトで交付店舗をご紹介!!**
- **GoToトラベルや県民宿泊割引の参加資格の要件に!!**
- **ワクチン・検査パッケージの登録が可能に!!**

※このほか、県や市町村が行う支援策等の事業の参加要件となる場合もあります。

飲食店については、感染防止対策の状況を調査・確認し、**「第三者認証店」**として登録しています。

**第三者認証店** 飲食店への時短要請や酒類提供停止の緩和を受けられる場合があります。

※本ステッカー交付後に感染防止対策が遵守されていないことが確認された場合、ステッカーの取消しを行うことがあります。

このステッカーが  
目印!!



岐阜県



問い合わせ先

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策支援コールセンター

**TEL 0570-055-523** 受付時間/10:00~18:00(年中無休)

「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」「ワクチン・検査パッケージ制度」「無料検査」に関するお問い合わせは上記コールセンターへお願いします。

申込方法は  
裏面へ▶

# 申込方法

## ● 飲食店以外

### STEP 1

ステッカーの「申込書」及び「宣言書(飲食店以外)」を記入して、郵送またはWEB申込み

Q | 岐阜県 ミナモステッカー 検索

※「申込書」と「宣言書(飲食店以外)」は、岐阜県公式ホームページからご確認いただけます。

### STEP 2

申込み受付完了後、各事業者住所あてに、ステッカーを送付

### STEP 3

送付されたステッカーを利用者から見やすい場所に掲示

## ● 飲食店【第三者認証】

(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている遊興施設等も含む)

### STEP 1

ステッカーの「申込書」及び「宣言書(飲食店用)」を記入して、郵送またはWEB申込み

Q | 岐阜県 ミナモステッカー 検索

※「申込書」と「宣言書(飲食店用)」は、岐阜県公式ホームページからご確認いただけます。

### STEP 2

岐阜県からの委託を受けた調査員が店舗を訪問して、感染防止対策の実地調査を実施

「アクリル板等の設置または、間隔の確保」・「消毒の徹底」・「食事中以外のマスク着用の推奨」・「換気の徹底」などの確認を行います。

### STEP 3

実地調査にて感染防止対策実施の確認後、ステッカーを送付

### STEP 4

送付されたステッカーを利用者から見やすい場所に掲示

郵送での  
申込みの場合

【郵送先】株式会社JTB 岐阜支店

〒500-8844 岐阜市吉野町6-16 大同生命廣瀬ビル2階

WEB  
申込みの場合

申込みはこちら▶

岐阜県「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」制度の運営を円滑に進めるため、株式会社JTB岐阜支店に運営業務を委託しております。

